

合併特例事業債（地方債）について

①地方債とは

地方債とは、地方公共団体が財政収支の不足を補うために一会計年度を超えて長期にわたり借り入れる借入金です。

合併特例事業債は、地方債として認められたものの1つです。したがって、地方債を財源とすることができる対象事業の要件を満たしたうえで、有利な地方債としての合併特例事業債の要件が上乗せされています。

②地方債の権能

ア 財政支出と財政負担の年度間調整

地方公共団体の歳出に見合う財源は、原則として当該年度の地方税等の歳入で調達しなければなりません。

しかし、災害復旧事業や大規模な施設の建設事業を当該年度の歳入だけで負担するには限界があるため、地方債を借入れて元利償還金の支払いという形で後年度に負担を平準化させることができます。

イ 世代間の負担の公平

10年、20年にわたって使えるものであれば、その施設建設等の必要な財源を、当該年度の住民の税だけに求めるのではなく、10年、20年後の人まで万遍なく負担する方が公平です。

③地方債の対象事業及び合併特例事業債の上乗せ要件

地方債の対象事業については、施設建設、施設建設のための用地等が対象となります。また、施設整備のため解体が必要な場合、解体費も対象となります。更に、合併特例事業債では、市町村建設計画に基づく事業で、「合併市町村の一体性の速やかな確立」、「合併市町村の均衡ある発展」、「公共施設の統合整備」が対象となります。

なお、合併特例事業債適用の対象外事業は、「収益性のある施設の整備」、「特定受益者のための施設の整備」、「民間と競合する施設の整備」に当たる事業です。

④合併特例事業債の実施期間及び借入可能額

実施期間は、合併年度及びこれに続く10カ年度（平成26年度まで）です。

借入可能額は、事業費の95%までが限度です。

⑤普通交付税の財政措置（合併特例事業債の財政措置）

普通交付税の基準財政需要額に元利償還金の70%が算入される。

参考に、新庁舎建設計画（素案）の財源内訳（合併特例事業債）37億円を借入れた場合の元利償還額約39億3,000万円、普通交付税増額分27億5,000万円、実質負担額11億8,000万円となります。